

会 議 記 録 (要 旨)

会 議 名	杉並区青少年問題協議会		
年 度	令和3年度	開 催 回	第1回
日 時	令和3年12月2日(木) 午後1時30分～午後3時25分		
場 所	杉並区立児童青少年センター(ゆう杉並) ゆうホール		
出 席 者	委員名	里見委員、渋谷委員、吉田委員、最上委員、水野委員、村松委員、佐久間委員、泉市委員、府川委員、荻上委員、和田上委員、新藤委員、奥津委員、本川委員、大野委員、栃倉委員、田窪委員、鈴木委員	
	事務局	子ども家庭部長、教育委員会事務局次長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭支援担当課長、児童青少年課長、学童クラブ整備担当課長、教育委員会事務局庶務課長、済美教育センター統括指導主事	
傍 聴 者	0名		
配 付 資 料	資料1 杉並区青少年問題協議会条例・要綱 資料2 杉並区青少年問題協議会委員名簿・幹事名簿 資料3 子ども・青少年の健全育成支援に関する施策・事業等について 資料4 杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について 資料5 杉並区いじめ防止対推進基本方針 資料6 いじめ対応マニュアル 資料7 児童相談所の開設に向けた今後の進め方等について 冊子 杉並区基本構想(令和4年度～) 冊子 杉並区総合計画(案) 冊子 杉並区実行計画(案) 冊子 杉並区立施設再編整備計画(案)		
会 議 次 第	1 開会 2 委員委嘱及び自己紹介 3 幹事紹介 4 会長の選出・副会長の指名 5 議題 (1) 杉並区における青少年関連施策及び次期総合計画等の計画案について (2) 杉並区におけるいじめ防止対策等の取組について (3) 児童相談所の開設に向けた今後の進め方等について 6 その他 7 閉会		
会議内容(要旨)			
	1 開会 (部長挨拶) 2 委員自己紹介 (委嘱状机上配付) 任期：令和3年12月2日から令和5年12月1日まで (委員自己紹介) 3 会長の選出・副会長の指名 会長には、和田上委員を推薦する発言があり、会として承認され、和田上会長の指名により新藤委員が副会長に選出された。		

	<p>4 議題</p> <p>(1) 杉並区における青少年関連施策及び次期総合計画等の計画案について</p>
児童青少年課長	<p>(「資料3 子ども・青少年の健全育成支援に関する施策・事業等について」、「冊子 杉並区基本構想(令和4年度～)」、「冊子 杉並区総合計画(案)」、「冊子 杉並区実行計画(案)」、「冊子 杉並区立施設再編整備計画(案)」を説明)</p>
委員	<p>(質疑・意見等)</p> <p>実行計画案に医療的ケア児の区立学校での受入れ実施とあるが、具体的にはどう受け入れているのか。</p>
教育委員会事務局次長	<p>小学校では、医療的ケアが必要な児童が在籍する学校に看護師を配置し、受入れを行っている。</p>
児童青少年課長	<p>区立学校や保育園では、既に看護師を配置し受入れを始めているところだが、学童クラブでは令和4年度から段階的に受入れを開始する。</p>
委員	<p>学童クラブの待機児童のゼロを目指すということであるが、現状、小学校3年生でも入れない状況もあると聞いている。区としては何年生までを考えて待機児童ゼロを目指す考えか。</p>
児童青少年課長	<p>区としては、1年生から6年生まで、学童クラブを必要とされる方には入会いただけるように令和12年度までには待機児童ゼロを目指して取り組む考えである。まずは必要度の高い1年生から3年生の待機児童を解消していき、最終的には全体で待機児童ゼロを目指したいと考えている。</p>
委員	<p>放課後等居場所事業の利用者満足度を測るにあたり、子どもの声を聴くとのことであったが、親のニーズと子どものニーズがイコールとは限らず、また、子どもの権利条約の観点からも子どもの声を聴くことはとても重要であると考えている。具体的に、どのような形で子どもの満足度を測る考えか。</p>
児童青少年課長	<p>新たな計画の策定においても、子どもにしっかりと視点を置いて、立案を進めてきたところである。利用者満足度については、アンケート方式で、子ども、保護者双方が答える項目を設けて実施するが、施策指標の取り方としては、子どもの回答から集計する形で実施する予定である。</p>
委員	<p>実行計画案にある「中・高校生の新たな居場所づくりの推進」について、「中・高校生が日常的に集い交流できる場」の数が少ないと考えている。例えばウェルファーム杉並のような、現在ある区の施設などを活用して居場所を増やしていくような考えはあるか。</p>
児童青少年課長	<p>児童館の利用状況について、乳幼児親子の利用と学童クラブの利用の需要が高まっているなか、中・高校生の利用は年間を通じて一日平均2名程度という実情がある。そのような状況を踏まえ、児童館の再編整備を進めているところであるが、中・高校生の居場所を作ることも必要と考えている。まずは全区的な中・高校生の施設であるゆう杉並の運営をしっかりと充実していくこと、また、令和3年度に開設した永福図書館及びコミュニティふらっと永福の複合施設、令和6年度に開設予定の高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南の複合施設における取組状</p>

	<p>況を踏まえ、その後の展開を考えていきたいと考えている。これらの施設がない地域に関しては、子ども・子育てプラザには小学生以上も利用していただけるスペースを設けているので、そちらも利用していただければと考えている。</p>
委員	<p>居場所には、安心できる人（職員）がいる、ということが重要と考えている。放課後等居場所事業にしても、学童クラブにしても、中・高校生の居場所にしても、安心できる職員がいて、対応をしてくれる居場所にしていただきたい。</p>
児童青少年課長	<p>区としても、そこは重要であると認識している。</p>
委員	<p>コミュニティふらっと永福は大人も使える施設なのか。</p>
児童青少年課長	<p>コミュニティふらっとは、乳幼児親子から高齢者まで、多世代の人が集って気軽に使える施設として、区内に 30～40 か所を整備する計画としているものであり、現在、4 か所で開設している。コミュニティふらっと永福は、永福図書館と複合化している施設という利点を活かし、ラウンジの一部を中・高校生の専用のスペースと位置づけて、図書館の本を読んだり学習することができることとしている。また、卓球やダンスができる多目的室や、楽器を練習できるスタジオに中・高校生の専用の時間帯を設けて、優先的に利用いただけるようにしている。</p>
委員	<p>今後の施設等のあり方を考えるにあたり、「世代を超えて交流する」という視点が大事なポイントとなると考えている。コミュニティふらっとのような、いつでも立ち寄れる施設で、大人と子ども、区民同士の出会いや交流が生まれる場所が杉並区内にどんどん増えていけばいいと考える。また、それには子どもの安全を守るというセキュリティの配慮も必要である。</p> <p>ある小学校で、職員室を企業に開放し、学校の中にコワーキングスペースを作るといった取組を行っている。一つの狙いとしては、学校という場を先生と生徒だけの閉じられた場所にするのではなく、学校に本来いるべき人と外の人との接点が生まれる場所にする取組である。</p> <p>杉並区内にも、コミュニティふらっとのような施設が増えて、中・高校生と子ども、大人の偶然の出会い、交流が生まれるという、杉並区らしい取組になればいいと考える。</p>
児童青少年課長	<p>コミュニティふらっとの運営は委託しているが、中・高校生も巻き込んだ多世代交流イベントを定期的実施することとしている。いただいた意見はコミュニティふらっとの所管課にも伝えるとともに、さらに充実したものとなるよう、当課でも取り組んでいきたい。</p> <p>また、学校開放の視点について、杉並区においても、教育活動に支障のない範囲で学校を地域に開かれた施設として有効活用するべきと考えている。放課後等居場所事業はその視点から、放課後等で教育活動に支障のない範囲で広い校庭や体育館を活用し、子ども達が安全・安心にのびのびと過ごすことができるよう取り組んでいる。</p>
委員	<p>多世代の交流という点では、児童館まつりは、小学生が中・高校生と一緒にいきいきと活動している姿が見られた。これからも中・高校生の活躍に期待したい。また、コロナ禍で、親がリモートワークとなり、家に居づらい子どもが増えているとも聞いている。子ども達が、自宅以外で安心してくつろげるスペースが求められる。コ</p>

	<p>コミュニティふらっとや子ども・子育てプラザも気軽に立ち寄れるということであるが、どれくらい子どもたちがこのことを知っているだろうか、と思う。また、このような場所で、定期考査前に立ち寄ると地域の大人や大学生に勉強を教えてもらえたりするとよいと考えている。</p>
	<p>(2) 杉並区におけるいじめ防止対策等の取組について</p>
統括指導 主事	<p>(「資料4 杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について」、「資料5 杉何区いじめ防止対策推進基本方針」、「資料6 杉並区いじめ対応マニュアル」、を説明)</p>
委員	<p>(質疑・意見等) 大人の世界でもハラスメントが話題となっており、ハラスメント防止対策、ハラスメント予防等の取組を行っているが、「いじめ防止マニュアル」を見ると区のスタンスは随分違うと感じた。相手の言い分を聞く前にいじめを定義してしまうことに危険性を感じる。学校の現場で先生方は対応されているので、より現実合った対応の記載が必要ではないか、また、いじめを受けた場合に大人に伝えるよう促す記載があるが「どうやって」伝えるかを記載しておく必要があるのではないかと考えるが、いかがか。</p>
統括指導 主事	<p>このマニュアル以外にも、教員の研修用資料等もあるので、いただいた意見を参考に反映させていきたい。</p>
委員	<p>いじめの問題は、児童・生徒同士とは限らず、保護者が関係するケースがあると思うが、そういった保護者への対応もこのマニュアルに従って行うのか。それとも対応は別機関が行うのか。</p>
統括指導 主事	<p>保護者が関係してくるような事例においても、最初は子ども同士の関係があったうえでのことであるため、保護者の意見や考えを紐解き、保護者に寄り添って対応していくことが必要と考えている。なお、いじめ対応マニュアルは、子ども同士で起こる事案について定義しているものである。</p>
委員	<p>資料4 4いじめ事案対処の取組で、教育 SAT の対応実績が記載されているが、令和元年度は平成 30 年度に比べて対応件数が増えており、2 年度はコロナの影響もあったとは思いますがまた減っている。その理由は何だとお考えか。</p>
統括指導 主事	<p>資料4の別紙をご確認いただきたいが、いじめの認知件数としては、30年度と元年度を比較すると30年度の方が多。令和元年度は、教育 SAT が対応する件数が多かったと考えている。</p>
委員	<p>PTA 連合協議会で保護者にアンケートを実施したが、その中で保護者から教育 SAT に助けを求めても順番待ちと言われ対応してもらうまでにタイムラグがあったため、教員対応となったという意見があった。</p>
統括指導 主事	<p>教育 SAT は保護者や学校から連絡があった場合には、基本的には即日対応を取っている。教育 SAT が間に入り、双方から事情を確認するような対応をした場合に、対応が遅くなってしまうことが起こり得るため、教育 SAT は保護者から連絡があった場合には学校側に伝え、学校から連絡があった場合には、教育委員会の関係部署に伝え、学校と保護者等が直接話してもらうよう連絡調整を行うこととしている。</p>

	(3) 児童相談所の開設にむけた今後の進め方等について
子ども家庭支援担当課長	(「資料7 児童相談所の開設に向けた今後の進め方等について」を説明)
委員	(質疑・意見等) 他区での事例であるが、保育士から子ども家庭支援センターに相談しているがなかなか対応してもらえず、直接児童相談所に相談したいが東京ルールがあり、相談できない、という話を聞いたことがあるが、そのようなことはあるものなのか。
子ども家庭支援担当課長	児童相談所と子ども家庭支援センターの間で役割分担を行っており、重篤ではないケースは子ども家庭支援センターが、重篤なケースは児童相談所が対応するという分担を行っているが、どちらも通告機関となっているので、直接相談してはいけない、ということではない。
委員	子ども家庭支援担当課長からもあったように、児童相談所に直接相談があった場合には、そのケースについてより身近な子ども家庭支援センターで対応した方がよいかという点も含め、緊急性・専門性も鑑みて子ども家庭支援センターと児童相談所で協議し判断している。直接相談してはいけない、ということではないが、普段から連携している子ども家庭支援センターに相談いただく方がより相談しやすいのではないかと考える。
委員	区内に児童福祉施設があると思うが、設立までに連携を取りながら進めているのか。世田谷区では開設に向けて区内の児童養護施設等に職員を派遣して連携をとっていたと聞いている。
子ども家庭支援担当課長	区内には5つの児童養護施設と2つの乳児院がある。今後も密に連携を取りながら準備を進めていきたいと考えている。
委員	児童相談所の開設にあたっては、他区においても人材確保、人材育成が課題であったと聞いている。今ある児童福祉施設との連携等が重要であろうと考える。また、杉並区では、今後、学童クラブの数が増えるとともに、医療的ケアが必要な児童の受け入れを開始するなどが計画されている。数を増やすのと同時に専門性を高めていくことが重要であると考えている。児童相談所は区立であるが、学童クラブや放課後等デイサービスは民間が担い手になっていることもあり、専門性をどう担保していくのか、区が専門性の担保にどう関与できるか、区の果たす役割も重要になるものと考えている。
	(閉会)